

募集要項に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質疑及の内容	回答
1	6	3			募集及び選定等の日程	スケジュールによると参加表明の締切日（8月24日）と参加に関する質問回答日が同じ8月24日となっており、回答を待ってからでは申請締切に間に合わない。したがって回答日をもう少し早くしてほしい。	質問への回答は、随時公表する方針です。最終公表日が8月24日までという趣旨で記載しています。
2	15	6	6.4	(1)	(キ)	使用する文字サイズは、10.5ポイント以上とありますが、様式集の様式19-1～6号の下部にて「文字サイズは10ポイントとする」とあります。募集要項を前提として、様式集の文字制限も10.5ポイント以上に準ずると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集の文字サイズは、10.5ポイント以上としてください。
3	1	1	1.5		提案上限額	最低制限価格は設定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	1	1	1.5		提案上限額	提案上限額の算出基準月をご教示ください。	令和3年3月末となります。
5	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	公社現場職員へのアンケートに転籍希望の方は、「36名」となっておりました。「事業者の参加条件」として公社職員全員の正社員としての雇用と記載されておりますが、前項「1.5提案上限額」には36名分の保障額等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	アンケート結果では36名ですが、今後職員の採用を予定しており40名程度となる予定です。補償額等については、公社職員全員を見込んでいます。
6	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	「研修機会の充実及び資格取得の奨励」とありますが、資格取得の奨励金や対象資格は所属会社によって異なるかと思えます。奨励金等については、各企業の裁量に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	「現給保障」とは現行の年収を保障するものであり、給与形態（年俸制、月給制など）については採用する企業の裁量との理解で宜しいでしょうか。	現給保障については、募集要項の1.6のとおりとします。確認ください。
8	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	「別部署への異動等を認めない」とありますが、公社職員の業務内容に変更がないことを前提に、組織変更などによる部署の異動については認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	今回の維持管理対象施設内での異動は許容します。
9	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	「現給保障」について、人件費相当分に対する処遇の水準の内訳（資格手当や育児手当等の明細）についてご教示ください。	閲覧資料にて公社就業規則を確認してください。

募集要項に関する質疑への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質疑及の内容	回答
10	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	【現給保障の考え】に記載のある「・・・その状況をモニタリング・・・」とありますが、個人情報保護の観点から、給与の提示は難しいと考えます。どのようにモニタリングするのでしょうか。	現時点では、年報提出時に閲覧資料で示した「公社職員給与等一覧」と同様の形式で、実際に支払う全体給与等を入力して提出してもらうことを考えています。詳細は、契約時の協議により決定します。
11	1	1	1.6		公社職員の雇用継承に関する条件	事業者の参加条件①の希望する公社職員について、応札時の時点から委託開始までの期間で人数変更は無いものと理解してよろしいでしょうか。	不測の事態がない限り、人数変更はありません。
12	3	2	2.2	(2)(イ)③	応募グループのうちいずれかの企業が満たす要件	「要求水準書（別紙）に示す資格者を業務実施場所に配置できる者であること・・・」とありますが、要求水準書【別紙31】に示されている配置する有資格者を本委託の実施体制の中に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	5	2	2.5	(9)	提供資料の取扱い	「～。また、本委託に係る検討の範囲であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。」とありますが、提案書作成時にイラスト作成企業に依頼する際には、その限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その際には、守秘義務契約に基づく情報管理を徹底してください。
14	7	4	4.1		施設確認及び資料閲覧	施設確認及び資料閲覧は1社単独で行ってもよろしいでしょうか。例えば参加表明提出後は必ず参加グループとして申し込みを行う必要がある等のルールはありますか。	1社単独でも問題ありません。
15	11	5	5.2		プレゼンテーション及びヒアリングの実施	企画提案書等の審査に当たって実施されますプレゼンテーションですが、出席者の上限はないとの理解でよろしいでしょうか。	出席者の人数は応募グループを構成する企業1社あたり3名以内を想定していますが、新型コロナの感染拡大状況等を踏まえ最終決定します。詳細は、プレゼンテーション実施前に通知します。
16	12	5	5.6		参加者が1者であった場合の取扱い	参加企業が1社もしくは、1グループの場合でも公募は中止にならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	2	2	2.1	(1)	応募グループ	応募グループは、「民間専門企業(大手企業)」「地元企業(地域企業)」、又はこれら企業に「市外企業」を加えた複数の企業で構成するグループとされていますが、協力企業まで含めて応募グループと考えてよろしいでしょうか。	協力企業は応募グループには含みません

